

平成26年度 第3回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 平成26年7月31日（木）
午後6時00分～

場所 函館市総合保健センター
2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 18人

相澤委員，池田委員，小田島委員，小野田委員，風間委員，亀井委員，木村委員，岸田委員，高田委員，玉利委員，田中委員，中村委員，原子委員，村上委員，三浦委員，山田委員，山形委員，山本委員
(欠席：数又委員，佐藤委員)

(2) 事務局 9人

岡崎子ども未来部長，柴田子ども未来部参事，宿村子ども企画課長，畠山子育て支援課長，横川次世代育成課長，加藤母子保健課長，富樫子ども企画課主査，田中次世代育成課主査，關子ども企画課主事

(3) 傍聴者 10人

2 配付資料

(1) 函館市子ども・子育て会議委員名簿

(2) 教育・保育提供区域における量の見込みについて

(2)参考 区域別教育・保育施設一覧

(3) 保育の必要性の下限時間について

(4) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の協議方法について

参考資料 子ども・子育て支援法に係る基本的な指針

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【事務局】 開会宣言
部長挨拶
交代委員紹介
配布資料確認
会議進行を会長に依頼

2 議事

(1) 教育・保育提供区域における量の見込みについて

【会長】 それでは，議事の(1)教育・保育提供区域における量の見込みについて，事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 「資料2教育・保育提供区域における量の見込みについて，資料2参考区域別教育・保育施設一覧」に基づき説明。

【会長】 教育・保育提供区域における量の見込みについて，事務局から説明がありましたけれども，質問がある委員の方，おりましたら挙手を願います。

【三浦委員】 今聞くのは，ちょっとタイミングを逸したのかと思ってはいますが，この教育・保育提供区域6区域ですね，確認しますが，これは，今まで例えば高齢者の計画などで，日常生活圏域なんていうのをずっと続けてはいますが，あれと結果的には同じなんですか。

というのは、最近高齢者計画というのが、今池田先生いるけれども、10地域発表しましたよね。

【会長】 あれはいろんな要素を含んで10地域にした方がいいだろうということで。

【三浦委員】 それでベースには、地域包括ケアシステムなんかもあるかなと思うんですけども、そういう意味では地域包括ケアシステムというのは、今、2025年の高齢者ですね、それがメインですけども、厚生労働省でも言っていますけれども、地域包括ケアシステムというのは、基本的には高齢者もそうだけれども、障がい者、児童を含めて、実際に地域における地域福祉の視点も入れて考えるのが本来の姿ですということも厚生労働省で言っているんですけども、子ども未来部で今回、これで行くということでしょうか。あまり拘りませんけれども、市全体として、市の総合計画にならったんですという、それで私はある程度分かるけれども、身近なところで市民の若いお母さん方、子どもさんが身近なところでサービスを利用していけるという、これが次世代育成支援後期行動計画の1つの理念に掲げてやってきたわけですけども、その思想からいきますと10地域ということは、細かく分けていって、顔の見えるところでお互いに支え合うと言いますか、そういう思想からいきますと、どっちかと言うと、細かい見えるところでサービスを提供する、支え合うという精神からいまして望ましいと言いますか、体感的にというか、単純に見ますと、そういうことが言えるわけですよ。従って別の計画でいくと、地域福祉計画も、そういう意味では今回見直しが先に進んでしまいましたから、いずれ圏域を考えるという、そういう課題にはなっているんですよ。そういう意味で行くと私は、やはり今回高齢者計画で10地域、市内全域を東部は変わらないでしょうけれども、そういう意味では、しかも民生委員の民児協のエリアと一緒にする長い間の懸案であったのを10地域にすることによって解決するわけですよ。そういう視点からいまして地域包括ケアがベースと言いながら地域福祉計画だとか、これからの市内の各地域での福祉の展開からいきますと、一番筋が通るのは、そういう意味では、タイミングがなかなか合いませんけれども、今回の高齢者計画で10地域をようやく手をつけたという、その辺が私は単純に言いますと、その方が客観的に見て、私は市民の立場に立っても望ましいというそんな気持ちがするんですけども、あまり強く主張しませんけれども、一応それは保健福祉部だとか、子ども未来部だとか、縦割りでなくて、望ましいのは地域福祉の視点で横断的に両方関係あるわけですから、そういうのを十分協議した上で、この先将来の函館を考えて、このスタイルにしたんですというのが、その辺をちょっとだけ一応お聞きしておきたいと、大分進んでしまったものですから、私もあまり言えないだけけれども、簡単に考えますと、あれっ高齢者計画は10地域になった。子どもの方は相変わらずそのままというのは、これから作る計画としては、やはり役所全体、市の内部の横の繋がりというものを、きちんと取り合って、そしてやる方が望ましいのではないかなと、率直に思いましたので感想やらちょっとご意見を聞いておいて、これから資料をよく見させて頂きたいと思いますので、よろしく願います。

【会長】 高齢者の方は、量の見込みも全部考えてバランスをとっていったということがあります。先生の言うのはもっともだと思います。他に、はいどうぞ、相澤委員。

【相澤委員】 計画素案の量の見込みの算定の仕方についてなんですが、小学校だと、もう子どもがいますから、6年間位は実数で見込めるんですが、3歳以上3歳未満ということになると、出生率で見ているのかなというふうに思うんですが、その確認ということと、そういうふうにと考えると、例えば北部なんかは、今桔梗が住宅どんどん増えていますので、児童生徒数の数も増えているんですよ。そうするとそういう部分は出生率の部分にどういうふうに入れてやってるのかということが1つ、それともう1つ、今量の見込みということで示されて、結局はどこも全部減ってきますよという結論なんですよね、そうすると、今回はまだ示されていませんが、結局これが認可認定の判断基準になるわけですよ。だからこの数値として判断基準になるのがどうなのかという部分、要は私が言いたいのは、幅、認定基準の幅を持たせることが出来るのかどうか、今量の見込みがここではっきり決まっちゃいましたから、あとはこの基準に合わせてどんどん切るだけですよというふうになると、制度乗っかってこの委員会が使われたという感じもなってはいけないと思うのが1つなんです。その時にもう1つ言うと、トータルで保育のニーズの方がパーセンテージが高いわけですよ、幼稚園の方が教育型の方がパーセンテージが実際入所率が低いわけですよ、さっきの説明で、併せるとだいたい80%から90%の間ということになると、そのこのこれからの進め方を考えると、要は認定こども園にならないと引っ掛かりますよみたいな、逆に切るための基準をこの委員会で作ることになったら私はいけないと思いますので、そこら辺の見通しについて教えて下さい。

【事務局】 出生率につきましては、函館市の出生率ということで、地域、提供地域毎の出生率という考えではなくて、按分する上からも、どの提供区域においても、これまでの人口推移、それから全体的な前回お示しました全市の数字とそれから27年度以降5か年の人口推計に同じ率を見込んで、このように積算しております。それから認可基準につきましては、先ほど特例の部分で申しましたが、認定こども園につきましては、国の指示によって、提供区域での供給量が上回っている地域であっても、そこは認可していくということの方針は国のとおりというふうに市でも考えております。

【会長】 よろしいですか、相澤委員。

【相澤委員】 幅があるということ。

【会長】 認めていくということ。

【事務局】 量の見込みが、これから年齢毎の見込みを立てていきますが、量の見込みが供給体制を下回っている場合であっても、認定こども園については、施設の移行の意向を尊重して認めていくという、これは基準を満たしていればということになりますので、3歳未満の子どもの量の見込みにつきましても、これまでの人口に対して、入所率をかけて出しております。そういう意味では26年から27年度に向けての入所率の上昇を見込み、また実際にはニーズ調査によって、施設にお子さんを入れたい

けれども、入れていない方の量も見込んだかたちで潜在ニーズも足した上で、その率を掛けて算出しているということになります。

【相澤委員】

それで、各地域が結局2割くらい定員がオーバーという状態ですよ。幅があるという説明がありましたが、一定程度調整ということが入るんじゃないかなあと危惧されるんですよ。実際に高校なんかは道が人数によってどんどんどんどん統廃合を進めてますよね。そうなるこの幼稚園、保育園、認定子ども園の関係もまずは公設から削って調節をするというようなことは無いんですよ。

【事務局】

人口推計に基づきながら各区域毎の人数ですとか、ニーズというものを拾ってきているわけでございます。公立保育園の今後について、それは別の分野の考え方になってきますので、ここはこれ全体のニーズの中でどのように、要は一番は函館の子ども達が保育ですとか、教育の施設に入れないという状況をつくってはならないということが一番でございますので、子ども達が必要なところ、あるいは望むところの施設にきちんと入れるという状況を確保していくということが、量の見込みと今後もっと明らかになってきます提供体制の確保ということの組み合わせでございまして、それをきちんと担保するというのが私どもの一つの使命として役割として今後とも取り扱っていきたく思っております。

【相澤委員】

付帯決議というのかな、そういうのもつけて頂きたいんですが、要はここで数が決まりましたと、実際に調節をするのは、子ども未来部ではありませんということではなく、やはり実際にその財務だとか、そういうところで、財政問題も含めて、函館市の施設の数調整ということは行われているわけですけども、その時に子育て子どもの未来という形で協議していますので、函館市がどういうふうに関わっていくのかということを考えれば公設公営の施設、保育園施設、幼稚園施設というのは、やはり維持するということに意義がある。これが無くなれば市としての方向性を示すことが出来なくなります。そういった意味でこれは残す必要があるというような部分を委員会としての考えとして、私は示すべきではないかなというふうに思います。

【三浦委員】

相澤委員のご発言ありました。これは今日結論を出すのには重いかないと思っております。私はこれはやはり当委員会において今後の函館市内全体の保育を考えた計画の基本精神と言いますか基本理念として、要するに市の事業計画というものをやはり児童福祉法の24条に市の責任というのがあるわけですから、そういう意味で計画をつくる理念と言いますか、これを我々みんなで改めて今日のご意見を聞きながら、それから部長のご発言もありましたから、そういう意味で決して大事な函館の子どもさん方がみんなそういう機会に外れないような、そういう機会を与えられるような、市としてその保育の責任というのが児童福祉法24条にあるわけですし、それからこのあいだから議論しておりますが子どもの権利条約の3条の最善の利益ということもありますからね。それは指針でも言っているわけですから、改めてこの委員会を通るという限りにおいては、我々の責任として計画策定の理念というものを改めて市民の子どもさん方に、あるいは、子どもを育てておられる方々に、そういう心配を与えないような、そういう形でもって残して精査をしていく必要があるかなと、ほかの委員さんも多分同じお気持ちかなと思っております。

そういう意味で計画策定の基本理念というものは、やはり改めて一応まとめて次会に対応するにしましても、そういう形をとっていきべきかなと感想も含めて思います。

【会長】 ありがとうございます。資料の4の方にありますように、次回以降そういったことについての討議は入ってくると、その中に基本理念とか、これからこれらを全部まとめて函館市の方針として示していくわけですから、そのところで今の話はまたしていければとそういうふうに思います。ただ函館市としては子ども達をそういう幼稚園とか保育園とかそういったところには全員入れていくんだという方針は今事務局が話したように、そこは変わっていないので、そこは絶対ぶれないようにしていきたいなと思います。それでは他にございますか。

【高田委員】 すみません。なんかすごく基本的なところで、「あれっ」と思って質問したいと思うんですが。例えば学童保育の場合は小学校区にいる子ども達が通うということなので、町がだいたいこの6地区の中に該当するんですね。これは理解できるんです。東部地区は何人くらいとかって、これはお子さんが住んでいる地域がそのままスライドしているというのは分かるんですが、保育園とか幼稚園というのは、これはカウントされている数は、その地域にある保育園に入所している子どもの数ということなんでしょうか。

【事務局】 その区域に所在する施設に入所されている児童数です。

【高田委員】 そうすると基本のところでは居住区に近いところというふうな考え方と離れちゃうかな。かなり幼稚園もそうだし、保育園も居住区とは全く別なところに通っている方たちが、かなり居るんじゃないかなと、そういった実態というのは分かるんでしょうか。

【事務局】 実態といたしましては、冒頭で申しましたとおり、通園バスですとか、親御さんのマイカーによる送迎等がございますので、そういう意味では、必ずしもそこはご自宅の近くにだけ行っているわけではないという状況を踏まえた中で、量の見込みを算定するには、今ある所在の施設の実態ですね、何人の児童が通われているかということから出発しないと推計として見えてこないだろうということで、その施設の通われている入所児童数で推計しております。

【高田委員】 ということは、これからの推計は、例えばA地区でこれだけの人数が今いますと、そしたら、これから利用するその地域の子どもの達のところをカウントしたということでもないですか。

【事務局】 傾向としますと、例えば放課後児童健全育成事業では、利用の人数というのは、恐らくですけども近隣のご自宅の近くに通われている数字が反映されているだろうと、ただ幼稚園や保育園については、幼稚園を選んで通園バスを利用されている方とか、保育園の場合は通勤途上ということで、ご自宅よりも通勤場所に近い方が良いだろうということで利用されている方がありますので、そういう意味では、この放課後児童健全育成事業の率、区域毎の率と幼稚園や保育所での提供区域での率が違っているので、そこで分かるというふうに統計上は思います。

【高田委員】 そうなると老人の場合は居住区を中心にして、そこで包括していこうという考え方ですね。だけど、保育園とか幼稚園はそれとは全く別な考え方になるんでしょうかね。

【事務局】 そこを踏まえて6地区で、まずはどのようになっているんだらうと、当然選んで遠くに行くにしても、全市を1区域としている都市もあるんですけども、そこまで遠くに行くということは無いだらうと、率とすると6提供区域の範囲内での動きがまずあるだらうということで、試算しました。

【会長】 よろしいですか。

【高田委員】 はい、ちょっとなんか。

【木村委員】 基本的な今回の子育ても2年きりの、地域において質の高い教育・保育および地域の子ども子育て支援事業が、総合的かつ効率的に提供されるよう都道府県および市町村が定めるものであって、極端な話をすると国がもう制度を作り上げたものについて、市町村が併せて作り上げる。そのためには、量の見込み、その他も提供区に材料にしなければならないというのが基本的な1つであって、ただ先ほど相澤委員が言ったとおり、幼稚園も保育園も、今国の方では、前は総合こども園という構想をしていたんですけども、今はこども園をどこの地域でも、こども園になって欲しいという流れの中の制度改革がこれに当たっておりまして、そもそも消費税のアップの中で税の改革の中で、子育て支援を入れなければならないということで、消費税の10%になった時点で7千億を担保して、この制度に充てるというのが、国の考え方である。そういう意味からすると、区域が分かれる分かれな別にして、量の見込みがあるなしにして、今幼稚園・保育園の制度的に変わっていく時期であって、そういう意味では認定こども園になる時には、極端な話をすると全部受け入れなければならないという法律的な縛りがありますので、そういう意味では、それが全部の幼稚園、また保育園が認定こども園になると、みんなこども園ですから、そうすると量の見込みを増やしていかなければならない。ただ見込みがなくてももう全部こども園にしなければならないというのが、今の制度でありまして、出生率その他というよりも、もう大都市の待機児童の解消のために全部に行なった制度でありまして、地域で考えられるものというのは、少なくなってきているというのが実情だというふうに私は思います。そういう意味では、量が多いのか、施設が多いのか、これからはそういう問題が入っているだらうと考えられますし、子育てというよりも少子化を国が考えるのか、地域一体と国と考えるのが、これからの重要性の問題であって、福祉のそもそもゴールドプランから福祉高齢者の方について、後からエンゼルプランがついてきたという流れですので、一体感はないことははっきりしているという意味は、これは歪めないだらうと思いますし、ただ今考えなければならないのは、制度設計をしなければもう間に合わない時期にきているというのが実情だと思いますし、そういう意味では市の考え方というのは、いつこの制度設計含めて議会に提出するのか逆算していかなければ、我々もついていけないというところにあるのではないかなというふうに思っているところです。

【会長】 はい、なんか市を代弁したような。

【高田委員】 ありがとうございます。

【会長】 それではよろしいですか。資料の4のほうにいくと逆算したお話が出てくるかと思しますので、それでは資料3のほうに入っていきたいと思えます。

(2) 保育の必要性の下限時間について

【会長】 資料の3 保育の必要性の下限時間についてということです。では説明のほうをお願いします。

【事務局】 「資料3 保育の必要性の下限時間について」に基づき説明。

【会長】 今、説明がありましたけれども、このことについて何か。

【相澤委員】 この教育・保育給付を受ける場合のということの基準の提示なんですよ。この教育・保育給付というのは、具体的にお金とかなんとかそういうのが給付される基準とか減免になる基準とか、そういう意味ですか。

【事務局】 施設型給付の意味だと思いますけれども、給付と言いますのは法律上、親御さんに対して教育・保育を受けた場合に支払われるものです。これは法定代理受領と言い、国が決めた公定価格と呼んでいますけれども、国が施設の運営上にかかる経費を算定して、国が決めた額から通常は保育料の部分の引いたものを給付と呼んでいます。ただ保育園の場合は、保育料は今までとおりに市が徴収しますので、運営費はそのまま全額を保育所にお支払いするという形になります。

【相澤委員】 ということで、この給付を受けるのは保護者ですので、受けられるかどうかという認定と、後ろのほうに書いてある64時間未満の部分については幼稚園とかの一時預かりとかもあるので、その預かり的には対応できますというのは、意味が違うと思うのが1点、それと労働時間の下限の設定の根拠になっているニーズ調査99.6%が1日4時間以上の保育利用を希望しと書いていますが、これと労働時間の実態が4時間というのはイコールではないと、つまり3時間のパートをやっている、送り迎えがありますから、それを考えると当然4時間というのは最低、3時間のパートであっても4時間の保育が必要ということが出てきますので、そういった部分を含めた4時間以上の保育利用の希望ということを見ると、実態はこの国の基準が48時間から64時間までというふうになっていますので、1日3時間と考えれば、3時間×4日×4週で48時間、私はこっちの方に設定する方が、実情と保護者のニーズにあっているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 先程の量の見込みで一応北部においてはマイナス、定員よりも多く入所されているという実態が本市の場合はございますので、そういう意味では今のところ保育園においては、64時間以上での保育ニーズということでバランスが取れている状態ということに考えております。ただ今後もっと入所するお子さんの数が減って行ってマイナスがたたない状態の場合には、そういった余裕という部分は、またその時点で考えて対応していく部分では可能性とすれば、これを下げていくということは可能

かと考えております。

【相澤委員】 なので、さっきの見込み量の算定ということに関連してくるということですね。結局、出生率だけではなくて、今の現行の保育の状況、それからニーズに併せた部分でどういうふうに手当てをしていくかというものを今考えているわけですから、その部分の質を上げると算定基準の見込み量が上がるというふうに繋がっていくのではないかなと思いますので、将来のことを見通した部分で考えれば、この下限時間設定については、やはり国の幅の中でも最大限利用者のニーズに併せられる48時間という設定の方が、私はいいのではないかなというふうに思うんですが。

【事務局】 一時預かりというサービスと言うんですか保育もございますし、そこは今後幼稚園の一時預かりという部分も国の方でこれから発表するということですので、そういった事も動向を見極めながら検討をして参りたいと考えております。ただ現状からすれば、64時間の現行を維持していくのがバランス上良いと考えております。

【相澤委員】 私が言っているのは、給付を受ける場合の最低基準ということですので、そこに預けられるかどうかというのはイコールではないわけですよ。ここで決めるのは給付を受けられるかどうか、共稼ぎをしなければならない家庭というのは、やはりお金が必要、生活費が必要ということで楽ではないわけですよ。それが一つ大きくあるわけですよ。それを国とか市がどう支援していくのか、つまりどう給付を貰いやすくするのかというハードルになるわけですよ。その観点で考えれば、今、一時預かりで対応できますということは、そこにお金が発生するわけですから、そこはちょっと次元が違うところがあるのではないかなと思います。

【事務局】 48時間というような議論、私どもは現行の64時間という数字の中でこれを今後についても考えてみましたが、幼稚園でも、預かり保育をしていますし、またこの新制度の中でも、今後ということになりますけれども、幼稚園に対応した一時預かりの事業も創設すると国も言ってきておりますので、パートタイムの就労の時間が短い場合は、幼稚園等の一時預かりの形で対応ができる。そこで一定の保育のニーズが満たされると思っています。それから給付につきましては、先ほど法定代理受領というふうに言いましたけれども、直接親御さん保護者が給付を直接受けるということではなくて、それが園の方に支払われるということになりますので、利用者からすると、例えば保育料を払うとか、一時預かりの利用料金を払うとかという形で負担が発生するというふうになってきますので、直接給付、保育給付の貰うとか貰わないとかというのはちょっと違ってくるということでございます。

【相澤委員】 そこも今国の段階で、要は未就学児童の支援金を何歳以下にするとか何年とか出すかという話を今していますよね。それがちょっと遅れている状況もあるんですが、結局この給付を受けられるかどうかという基準はそのまま残ると思うんです。その時に、なので今直接、受益者負担の部分でお金が来なくても施設の方であっても、結局3時間保育を希望する時と、4時間保育を利用する時で、その利用する時の額、ここに差が

生じるかどうかということも、こっちは分かりませんよね。ですよ。3時間未満の方には国からの補助が園としてはきていないのでこれは割高になりますよということが実際に出てくる可能性がありますよね。今の段階では、はっきりしないと思いますけれど、だったらそういうことも含めて、やはり預けやすい体制、預けやすい基準というのを私は作るべきだと思うし、今女性参画という話も出ている中で、4時間以上のパートじゃないとこれは適用になりませんか、でも3時間のパートって実際あるわけですよ。だったら私は3時間でいきたいという人は二の足を踏んで4時間ならちょっと家の事情もあるからって出ずらい部分もあるわけですよ。今はそういう部分を出来るだけハードルを低くしましょうという国の施策も作られつつ、作ろうとしているわけですよ。なので、その部分に現行64時間でやっているのだからこれからも64時間で対応できると思うというスタートの考えではなくて、現行こうだったから、それをさらに市民が子育てしやすい環境、女性参画をしやすい環境を作るためのハードルを下げる施策を作るという観点でいけば、私は今まで出来たからそう行けると思うという考えではなくて、今までこれでマイナス点があったので、それをせつかくだからこの基準が変わった時点でハードルを下げようという形で考えるかというふうに考えた時に私は、出来るだけ市民、そして女性参画しやすい形という数の設定をするべきだというふうに思いますので、是非ですね。今決めて下さいとは言いませんが、この部分については再考をした方がいいのではないかなと思います。

【事務局】

保育園しかその教育を受けようとする受け皿がないとすれば、その保育園の中でどういうふうにするかという事を考えなければなりませんけれども、現行、幼稚園があったり認定こども園があって、そしてその中で預かり保育が一定程度なされていて、そこで女性参画で女性が働いている。そして子どもを持っている人のお子さんが幼稚園の中でも一定の保育ニーズに対応したものの充足がされているという状況があると、特にその勤務形態の短い人が幼稚園等が預かっているという状況もあるかなと思います。そういったものが、また国の制度の中では幼稚園の預かり保育ということが今後見えてくるという状況もあるものですから、そういうものを併用する中で、決して3時間働いている人が預け先がないということが決して無いという状況を今後とも維持していけると思っているところでございます。

【相澤委員】

働きやすい環境をつくりましょう。子育てしやすい環境をつくりましょう。ということで、この委員会で提案していくわけですよ。その時に、国の制度が変わりますと、今までとは違いますが、「今まで3時間の仕事をしてきた人はこういうのに適用になりませんが、今回からは3時間の方も適用になりますよ」というのを聞くのと、「制度は変わるけど、中身は基準は変わりません」と聞くのと、市民が、子育て世代の親がどう受け止めるかということ、実態は変わらない、将来変わる可能性もあるわけですよ。その時に提案をする時に、私は回答として印象に残るのは、こういうふうにハードルを下げると、保育園の入所児童が増えたらどうしようだとか、そのようにしか聞こえないんですよ。そこをクリアしていくというのが行政の仕事でもあるわけですよ。だから制度が変わると現行今やっていることが、ちょっとやりづらくなる、

それから施設についてもどうなるんだろうかとかという部分の問題を現わしながら基準を変えていくということが、今私たちが求めているものではないかなと思うんですよ。この数字、これはかなり大きな意味があると思うんです。

【三浦委員】

事務局のお話と相澤委員のお話を聞いていて、おっしゃるとおり当委員会の姿勢といいますか、それは私は一員として考えれば、国は標準メニューといいますかね、そういうものを決めてくるわけですが、この函館は実態はどうなのか、極端な高齢化、極端な少子化ですよね。今求められるのは、両面についての手当てがいくんですけど、子どもさんについては、やっぱり安心して子どもを産み育てられる街にしていくというのが、そういう意味では全国メニューで示されたものに対して、いかに函館のこの実態を反映させて建設的な方向へもっていくかという、大きな使命があるのかなと。やはり心配されるのは、国がある意味では、さっき木村委員もおっしゃいました先導していくわけですから、いかに函館の実態を織り込んで、そして将来を考えて、市民の方々に理解して頂いて、少しでも産み育てやすい街にしていくというのが、口で言いますとそういうことになるのではないのかなと私は思うんですね。従って、国から示された一定のラインは分かりますけれど、気持ちとすれば、私はやはり函館ならではの計画というものが出来上がっていく形にしていくのが望ましいなと思っております。そういう意味でほかの委員さんも気持ちが同じかなと思うんですが、そういう意味でよく我々考えて、決してこれが国のラインがあるとしても、市の段階でそれを萎めてしまっただけとはいかないと、私は思いますね。単純にね、やっぱりどっち出すかと言ったら市民ですよ。そのために我々議論しているわけですから、そこを第一に考えるということですね。それで今後進めていくのがいいのかなとそう思います。感想で申し訳ないんですけども以上です。

【会長】

木村先生、現実はどうですか。48時間と64時間ということで、現実には今預かり保育とかいろんなことでどうなっているのですか。

【木村委員】

これはなかなか難しいというか、制度的に今幼稚園であれば私学助成を受けている中で、今度の方は幼稚園も保育園もそうなんですけれども、給付型を前からもう保育園の場合は、これからは委託料になると思いますけれども、幼稚園の場合は給付型になるということは、私立幼稚園の中に、この約5分の2ぐらいが国で、5分の3ぐらいが所得に応じて就園奨励費というものが出ているんですけども、その金額も全部この制度に組み入れるというのが制度でありまして、ただ幼稚園での今までの形態でいくと、私立の幼稚園で保育料も決めて、そして国からの2分の1まで出ない私学助成を受けるというのを選ぶか、今度国の基準の示した全国平均の保育料で所得に応じて納付して下さいと、その時の納付の中で1号認定、2号認定と3号認定までありますけれども、幼稚園の場合については、想定しているのは、幼稚園のままであれば1号認定ということになると、その部分の中で預かり保育をするということになりますんですけども、預かり保育についての一時的預かりについては、公定価格の中でまだ示されていないという部分があるのかなと思うんですけども、時間の設定については、ある程度市の方で決められるという裁量権があるのかなと思っておりますけれども、幼稚園も2号認定を受けるとい

った場合についての認定こども園であれば、もう少し緩やかでもいいのかなという部分があるのかなと思っています。ただ今後、私立幼稚園も給付を受けながらこども園になっていくといった時に1号認定、2号認定、3号認定を受けていった時に、その対象が親がやっぱり1号のままでもいいといった場合も出てくるという部分というのがなかなか難しいところが出てくるのかなという思いをしていますけれども、今の時間の幅については、もう少し私も勉強不足ですので、なんとも言えないんですけども、これは一概に、これでいくと国が示した48時間から最高の時間になっていますけれども、幼稚園は基本的に教育する時間が4時間を標準とするという、そこからきているという、その中で4時間がいいのか、実際的には幼稚園の中でも6時間居ますので、その他の部分で預かり保育をしているという部分が実態にあるという、もう極端な話をすると預かり保育の方々というのは、待機児童ではなくて、本来的には福祉の方からいくと、待機児童になるんだろうと考えられるという部分はあるだろうと思っております。ただこれからの制度の中で、保護者の負担がどちらが良いのかという部分は、やっぱり考えていかなければならない部分なのかなという思いでおりますけれども、ただ国が示していないので、何ともお答えは出来かねるところです。

【会長】 玉利先生はどうですか。

【玉利委員】 相澤委員が言ったことがもっともで、保護者の立場に立って選択肢を広げるという意味では仮に設定するというのが一番幅広く選択出来るんでしょうけれども、実際に今定員になる可能性があるという現状で、来年度以降、認定こども園化するような幼稚園が出れば、その認定定員幅が広がり、そして利用者数が推定できれば、その時間を下げていくという勇気も函館市には出るのかなとは思いますが、現状この一時預かりをどうにかしたいという考えが函館市にもあるだろうし、私立幼稚園としても、この一時預かりの利用しやすい形態が作れるかどうか、結構、函館市のお母さん方の保育のしやすさにかかってくるような気がするんですよね。となると27年度は64時間でと函館市さんがおっしゃるのであれば、それがいいのかなと僕は思っています。

【会長】 今は現状は64時間でやって将来的に認定こども園が出来た段階でどうするかということでは。

【相澤委員】 ただやっぱり函館市さんが努力しないと出来ないというのは、そのとおりで、そこに汗をかいていかないと駄目でしょうと、最初からそんな弱腰でどうするのというのは、よく分かる。だから3時間労働にしても、保育は絶対4時間はいるんですよ。3時間では絶対無理なんです。なので4時間労働している人と同様に適用すべきではないかと、国の枠がこう広がったら、そこなんです、私が言っているのは、それが出来ないのであれば、64時間でしかできないのであれば、なぜ48時間でできないのか、それをはっきり示すべきだと思うんですよ。今お二人からお話を聞いたんですけども、ちょっとよく分かりませんと端的に言うと、そんな状況、これは要は条例になるのかな、決めたら次変えるって結構大変じゃないですか、今年度はこれでいくけど、来年度は変えましょうと、条例ってそんなところ変わるものじゃないじゃないですか、なのできっちりその混乱点も示しつつ、最終的にどう決まるのかという

ことをすべきだと私は思います。

【事務局】 みなさんからいろいろご意見を頂きましたので、今ここで結論を出してしまうということにしないで、次回まで若干時間もありますので、私どももいろんな状況等も調査をしてみたいと思います。それから条例なのかというご質問ですけど、これは規則で定めるということで考えていますので条例ということではないということでお話をしておきたいと思います。

【会長】 この件に関しては、次回まで調査をしてもらって結論を出してまた報告してもらおうという形でここは納めたいと思います。よろしいですか。

【相澤委員】 はい

【会長】 それでは、次に資料4の方に入りたいと思います。

(3) (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の協議

【会長】 (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画の素案(たたき台)の協議方法についてということです。それではよろしくお願いします。

【事務局】 「資料3(仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案(たたき台)の協議方法について」に基づき説明

【会長】 先ほど話がありましたけれども、計画の後ろの方が見えてきましたので、それに向けて会議に入っていくという形になります。

【三浦委員】 お願いです。次の会議に向けて、今日の大きな話題になった。相澤委員からご発言の48時間か、64時間かという、この辺、正直言って私も良く分からないですよ。それでこれ委員会みんなで一定の理解をして、函館ならばということですから、地方自治の機能を発揮するという、他の都市はどうであろうと、国はどうであろうと、その判断を我々委員会は冷静に判断しなければ駄目だと思う。そういう意味で配られた資料も48時間でいったらどうなるのかですとか、64時間ならどうなるのかという、我々素人で分かるような資料をなるべく早く配って頂き見なければ駄目ですけども、早く見てそしてグループ討議ならグループ討議で真剣にやって議論をして一定のラインでみんな理解をもって行って、そして相澤委員のようにできればいいんですけど、そういうふうにして、やっぱり委員会の存在問われますよ、そういう意味ではね。真面目に言って、そういう意味でお願いとして、資料を早めに、ここの部分だけでも取りかかり、次にまた難しい問題が出るかも知れませんが、やっぱり今日のこの話題は大事なことですよ。市民のね、我々の市民に向かった姿勢として問われますから、その時にみんな理解して、どっちを取ったんだという事を胸をはって言える。議会に対しても言えるというふうにしませんと責任がありますから、そういうことでお願いをしておきます。

【会長】 第4回が8月28日にありますけれども、グループに分ける前に1回全体的な会議はあるんですか。

【事務局】 この予定ですと次世代部分の計画のたたきということでの協議と考えておりましたが、次回には今回の64時間についてのまた資料も新たに

三浦委員からもお話があったので、そういうものも取りまとめまして、そこをまず議論する時間をとった上で、会議の時間が2時間を予定しているんですが、少し長くなるかもしれませんが、その中で、それは全体協議という形でやらせて頂いて、一定の整理をつけた上で、グループ協議という形でできればと考えております。

【会長】 三浦先生よろしいですか。

【三浦委員】 はい、結構です。

【会長】 第4回もそうですけれども第5回のところも全体協議というのがありますので、それぞれ全体協議をやってから、A・Bグループに分かれるという形になりますので、28日は、最初にそれをやってからグループに分かれるということです。

【会長】 山田委員、どうぞ。

【山田委員】 みなさんからご意見がありまして、私もよく分からないんですね。この前7月19日の朝日新聞のなんとかサンデーという記事、子ども・子育て支援新制度というのが出ていまして、それを読んだんですけど、さっき予算の事も言っていましたけれど、10%に上がっても7千億円しか確保できない。実際は1兆円以上かかるんですね。そういう財源の問題も確定してないし、非常に大きな変革なのに、こんなに急いでやって大混乱になるって書いてあるわけですね。ですからこの部分でもかなり混乱していると思うんですけど、そこら辺が多分国がまだしっかりといろんなことが決まっていらないとか、バックグラウンドがしっかりとしていない状態でこれだけやるんだという、待機児童を少なくするんだというのは良いんですけど、かなり枠組みがしっかりとしていない時点でこういういろんなことを出してくるので、だったら悪いんですけど、我々の部分でもはっきり理解していないし、混乱しているのだと思うんですね。その理解を進めながらやって頂かないと、なかなか議論が進まないのかなと感じました。以上です。

【会長】 ありがとうございます。全体を通して他にございますか。

【木村委員】 もう1度確認なんですけれども、11月議会にかけるといいますか最終的に、制度自体は函館市としてこの制度を運用するというものについての議会は先に通るのですか。

【事務局】 基本的には、この新制度に関わってはですね、主だった基準等を決めるのは9月の議会で、まず先に議論して頂きました条例等を決めまして、27年度に向けては、最終的には施策等の予算で決めていくこととなりますので、それは2月の議会になります。それで計画の部分につきましては、議会の議決ということではなくて、最終的な市の政策会議を経て、議会に提示して、パブリックコメントを経て、そこは議会の所管委員会である民生常任委員会の中での議論を経て、そして市民のみなさまにパブリックコメントをかけて、その上で計画決定をするという流れになります。

【木村委員】 ということは、この制度自体の根本は、9月議会にかかるということで、間違いはないですか。

【事務局】 基準の条例は10月から実際に支給認定の手続きですとか、そういうものもごございますので、ただ最終的な予算的なものに関しては、年明けの2月の議会になるということになります。

【木村委員】 2月になるということですね。

【会長】 よろしいですか。それではそういうことで。他に全体通して何かありますか。よろしいですか。今日はいろいろな意見がでました。次回また、その回答等ありますので、また協議をしながら進めていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

(4) 次回日程について

【事務局】 次回の会議の日程の確認なんですが、8月28日木曜日の午後6時、この会場で予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

3 閉会

【会長】 少し早いですけれども、これで今日の会議を終わりたいと思います。どうもお疲れ様でした。